

地方独立行政法人長野県立病院機構第 1 期中期計画に係る 変更の認可について

医療推進課

1 変更の目的

産科医療補償制度の一部改定に伴う料金改定のため、中期計画（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）の所要の改正を行う。

2 根拠法令

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項及び第 3 項、第 83 条第 2 項及び第 3 項

3 変更内容

産科医療補償制度の一部改定により、平成 27 年 1 月 1 日以降に出生した児から 1 分娩（胎児）あたりの掛け金の額が 30,000 円から 16,000 円に改定になったことに伴い、現行の中期計画のうち料金に関する事項について必要な変更を実施する。

4 中期計画の変更日

平成 27 年 1 月 1 日

(参考)

○地方独立行政法人法

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（第二項略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（第四項以下略）

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条（第一項略）

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人長野県立病院機構中期計画 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>第7 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">~ ~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 産科医療補償加算料</td> <td style="text-align: center;">1分娩 (胎児)</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人日本 医療機能評価機構 が運営する産科医 療補償制度に基づ く掛金の額に相当 する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~ ~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	区 分	単 位	金 額	~ ~	~	~	5 産科医療補償加算料	1分娩 (胎児)	公益財団法人日本 医療機能評価機構 が運営する産科医 療補償制度に基づ く掛金の額に相当 する額	~ ~	~	~	<p>第7 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">~ ~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 産科医療補償加算料</td> <td style="text-align: center;">1児</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~ ~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	区 分	単 位	金 額	~ ~	~	~	5 産科医療補償加算料	1児	30,000円	~ ~	~	~
区 分	単 位	金 額																							
~ ~	~	~																							
5 産科医療補償加算料	1分娩 (胎児)	公益財団法人日本 医療機能評価機構 が運営する産科医 療補償制度に基づ く掛金の額に相当 する額																							
~ ~	~	~																							
区 分	単 位	金 額																							
~ ~	~	~																							
5 産科医療補償加算料	1児	30,000円																							
~ ~	~	~																							

平成 26 年（2014 年） 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会
委員長 小宮山 淳

意 見 書

地方独立行政法人長野県立病院機構に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 3 項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

[Empty box for the main content of the opinion book]